

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	総量規制基準違反等に係る改善措置命令等	
根 拠 法 令	水質汚濁防止法	
根 拠 条 項	第13条第3項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	基 準	1. 処分の要件 指定地域特定事業場から排出される汚濁負荷量が、総量規制基準に適合しないおそれがあると認める時。 2. 処分の内容 期限を定めて、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)